

平成26年第2回（6月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号	議案の名称	審査結果	採決日
議案第65号	宝塚市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	6月3日
議案第66号	宝塚市再生可能エネルギーの利用の推進に関する基本条例の制定について	可決 (賛成多数)	
議案第67号	宝塚市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第68号	宝塚市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第70号	損害賠償の額の決定について	可決 (全員一致)	
議案第73号	財産（（塵芥収集車（3.5トン積機械車）及びミニダンプ車））の取得について	可決 (全員一致)	

審査の状況

- ① 平成26年 5月29日（議案審査）
- ・出席委員 ◎井上 きよし ○中野 正 石倉 加代子 伊福 義治
 大河内 茂太 坂下 賢治 たぶち 静子
 - ・欠席委員 藤本 誠
- ② 平成26年 6月 3日（議案審査）
- ・出席委員 ◎井上 きよし ○中野 正 石倉 加代子 伊福 義治
 大河内 茂太 坂下 賢治 たぶち 静子
 - ・欠席委員 藤本 誠
- ③ 平成26年 6月24日（委員会報告書協議）
- ・出席委員 ◎井上 きよし ○中野 正 石倉 加代子 伊福 義治
 大河内 茂太 坂下 賢治 たぶち 静子 藤本 誠

（◎は委員長、○は副委員長）

平成26年第2回（6月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第65号 宝塚市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について	
議案の概要	
<p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律が平成25年12月13日に公布され、平成26年10月1日から施行されることに伴い、同法を引用する市営住宅の入居者資格について所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。</p>	
論 点 なし	
<質疑の概要>	
問1	この条例の中で、入居者資格として支援給付を受けている者とあるが、この支援給付については生活保護法に基づくものか、別の法律等に基づくものか。
答1	本条例では、生活保護法の対象と中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の対象とがある。今回、これまで1つの条文に書かれていた内容を、法律の一部改正にあわせて分けて定めるもの。
問2	中国残留邦人本人が死亡された場合、配偶者への給付内容は変わるか。
答2	従来生活保護法に基づき給付していたが、平成20年4月に中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律が施行され、生活扶助にあたる生活支援、住宅扶助にあたる住宅支援等、生活保護と同様の支援給付をすることとなった。中国残留邦人本人が死亡した場合残された配偶者には、本人に対しての12万円程度の支援給付だったものが、3分の2の8万円程度になる。また、8万円程度の高齢基礎年金もなくなることになる。それを補うため、今回新たに高齢基礎年金分の3分の2を支給する配偶者支援金を制度化し、平成26年10月1日から支給することとなった。
問3	今回の法改正並びに条例改正により、市営住宅の入居対象者は増加するのか。
答3	もともと中国残留邦人本人も配偶者も入居対象であるため、入居対象者は変わらない。
自由討議 なし	
討 論 なし	
審査結果 可決（全員一致）	

<p>議案番号及び議案名</p> <p>議案第66号 宝塚市再生可能エネルギーの利用の推進に関する基本条例の制定について</p>
<p>議案の概要</p> <p>本市における再生可能エネルギーの利用の推進に関する基本理念や市民、事業者及び市の役割などを定めることで、再生可能エネルギー事業のあり方を明確にするとともに、市民、事業者及び市が協働で再生可能エネルギーの利用の推進を図り、持続可能なまちづくりに寄与することを目的として、条例を制定しようとするもの。</p> <p>併せて、宝塚市再生可能エネルギー基金を本条例の規定に合致した事業の財源とするため、宝塚市再生可能エネルギー基金条例の一部を改正し、所要の整備を行うもの。</p>
<p>論 点 基本条例の妥当性について</p> <p><質疑の概要></p> <p>問1 市民について定義されているが、地域エネルギー事業者にも市民が入っているため、市民の立場がわかりにくい。地域エネルギー事業者の詳細な定義は。また、市民が地域エネルギー事業者となるのはどのような場合か。</p> <p>答1 地域エネルギー事業者とは、市民、事業者にかかわらず、再生可能エネルギーを供給する事業を営む者又はこれから営もうとする者で、市民であっても通常の家庭用の太陽光発電のように、自家消費と余剰電力の売電をする場合ではなく、比較的規模の大きなもので事業として全量売電を行う場合などは地域エネルギー事業者に含まれるものと考えている。</p> <p>問2 市民が個人の家につける太陽光発電設備についての支援はない。今回の条例では市民の役割として、できるだけ再生可能エネルギーを使うようにするという努力規定があるが、市民個人がそういった設備をつけることは、この条例には関係ないということか。</p> <p>答2 市民個人の活動についても、市としては普及促進を図るという責務を負っており、補助金という形ではなく、情報の提供など様々な機会をとらえ再生可能エネルギーの普及に向けて働きかけていく。</p> <p>問3 太陽光発電設備を設置したいという市民は多い。市として再生可能エネルギーの普及を推進するなら、市民に対して補助金などの支援をしてほしいとの声も聞いているが。</p> <p>答3 新エネルギー推進課の設置以来、補助金によらない政策を進めてきている。再生可能エネルギーの必要性の理解を市民に広めるため、啓発事業や情報提供に取り組んできた。補助金だけでなく必要な情報を迅速に提供することも必要な措置である</p>

と考えており、今後も最小の経費で最大の効果が得られるよう取り組んでいく。

問4 地域エネルギー事業者の定義に市民を入れてしまうと混乱しやすい。パブリックコメントの回答でも、市民個人への対応は今後考えていくとある。今回の条例の対象には市民個人は入っていないということではないか。今後、市民個人への対応策は出てくるのか。

答4 市民が主体的に再生可能エネルギーに関わっていくことはこの条例の趣旨である。また、市民が主体的に関わらないと、この事業が進まないことも事実である。市民が再生可能エネルギーの必要性を理解することで、節電やエネルギーの自立性にもつながる。この条例は、補助金で短期的に行うのではなく、長期間かけて再生可能エネルギーの利用を推進していくためのものであり、施策の拡充については、引き続き検討していく。

問5 単なる理念条例であればよいが、基金を積み立てて活用していくことになる。基金の対象を明確に定義しておかなければならないのではないか。

答5 条例では市民、事業者、エネルギー事業者、地域エネルギー事業者を定義しているが、エネルギー事業者のうち市民もしくは事業者が自ら実施し、もしくは主体的に関与するものを地域エネルギー事業者という。それぞれの対象者がどのような支援を受けられるかは条例には定めていないが、市としては、再生可能エネルギーの利用の推進に関する施策を計画的に行うことが基金の対象になる。

問6 今回の条例の制定は、地域エネルギー事業者をふやすことが目的か。

答6 目的は再生可能エネルギーの普及である。地域エネルギー事業者をふやし、地域の中で還元できるようなシステムを構築していきたい。

問7 太陽光発電に関して、屋根貸し事業があるが、屋根を貸している市民は地域エネルギー事業者に含まれるか。

答7 貸し手、借り手とも地域エネルギー事業者に含まれると考えている。

問8 屋根貸し事業の趣旨に賛同して、自分が事業者という認識をせず、善意で広げていこうという方も地域エネルギー事業者に含まれてしまう。そういった方に対して努力規定ではなく義務規定となってしまうことは、負荷がかかりすぎではないか。

答8 地域エネルギー事業者となる屋根の貸し手などについても、積極的に情報を公表していただきたいと考えている。この場合は屋根の貸し方やメンテナンスにどのような責任分解点を持っているかなど、他の事業者の参考となるような情報の公表になると考えている。

問 9 今回の条例では、国のエネルギー政策基本法に定められていない協力義務を課していることや積極的な生産を行うという本市独自の規定がみられる。そこが新しい取り組みだと思われるが、上乘せ条例になっているのではないか。

答 9 国のエネルギー基本計画にも再生可能エネルギーを最大限ふやしていくという記載もあり、兵庫県でも 2020 年までに再生可能エネルギーを新たに 100 万キロワット導入するという指針が出されている。この条例はいわゆる上乘せの条例ではなく、市民や事業者の主体的な取り組みを呼びかけるための市の姿勢を担保するための条例と考えている。

問 10 先進他市では、基本計画を定める規定となっているところもあるが、本市では計画的に行うとしているだけで、基本計画の策定まで踏み込んでいない。費用対効果の面やどの再生可能エネルギーを使っていくのかというベストミックスのことは、基本計画を策定しないとできないのではないか。

答 10 本条例案では、再生可能エネルギーの利用の推進に関し必要な計画を定めることを規定しており、審議会でも再生可能エネルギー導入に関するビジョンを審議していただいている。その中に計画的に進める内容を含め、平成 26 年度内には計画を公表できるよう作業を進めたい。

問 11 宝塚市の自然豊かで素晴らしい環境を将来の世代に引き継ぐことを宣言しますがとあるが、小規模開発や大規模開発、また、新名神高速道路の建設工事等により山が削られている現実との間に矛盾を感じる。南部市街地でも、農地転用により農地が住宅や駐車場に変わっている。農地に太陽光発電設備を設置することは市民参加につながると思うが、市としてどのように指導していくのか。

答 11 再生可能エネルギーは、本来的に地域における共有資源であり、その地域に存在する主体が連携し、地域の受益に配慮して利用されるべきものとする。再生可能エネルギーの推進は、地域の持続的発展に資するよう、地域の条件に配慮して行わなければならないと定めており、地域の景観等に配慮するべきであることとしている。また、地域での影響に配慮して周辺住民と十分な合意形成に努めた上で行わなければならないと定めている。

問 12 太陽光、太陽熱、水力、風力、地熱、バイオマスなどが再生可能エネルギーとして定義されているが、現在のところ太陽光についてのみの説明となっている。本市として太陽光のみ推進していくのか、今度どのようなものに取り組む計画なのか。

答 12 本市では太陽エネルギーを使った再生可能エネルギーが最も適しているとの分析結果が出ており、太陽光、太陽熱を中心に組み組んでいきたいと考えているが、その他の再生可能エネルギーについても、調査研究をしていきたい。また、本年度兵庫県阪神北県民局の事業で、西谷地域の木質のバイオマスを使用した、地域主体

<p>の持続可能な発電事業の調査研究を行うと聞き、本市も研究に参画したい旨依頼している。</p> <p>問 1 3 市民は新聞報道や広報誌などでしか情報が得られていない。現在の取り組み状況や情報の提供についてどのように広めようとしているのか。</p> <p>答 1 3 現在、広報たからづかに毎号シリーズ化して、再生可能エネルギーのメリットなどについて掲載している。ホームページでも、懇談会の状況やセミナーの議事録、審議会の進捗状況など様々な会議の情報などを常に更新して情報提供に努めている。また、フェイスブックも活用している。今後もいろいろな手段を用い、速やかに情報提供していきたい。</p> <p>問 1 4 再生可能エネルギーを優先して消費するというのは、太陽光発電設備を設置してその電力を使用すること以外にどのようなものがあるか。</p> <p>答 1 4 新電力（PPS）事業者の再生可能エネルギーを積極的に消費することなども考えられる。</p>	
自由討議	なし
討 論	<p>（反対討論）</p> <p>討論 1 自分が事業者であるという認識のないまま関わる市民が、地域エネルギー事業者として義務を課される可能性があるため、地域エネルギー事業者の定義を整理していただきたい。また、基本計画の策定について明記されておらず、その策定が担保されていないことから反対する。</p>
審査結果	可決（賛成多数 賛成 5人、反対 1人）

平成26年第2回（6月）定例会 産業建設常任委員会報告書

<p>議案番号及び議案名</p> <p>議案第67号 宝塚市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p>
<p>議案の概要</p> <p>非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が平成26年3月7日に公布され、平成26年4月1日から施行されたことに伴い、本市の非常勤消防団員に係る退職報償金の支払い額を増額するため、条例の一部を改正しようとするもの。</p>
<p>論 点 なし</p> <p><質疑の概要></p> <p>問1 女性消防団員は本部の指揮下にあるが、消防団員退職報償金支払額表の中で、女性消防団員の扱いは。</p> <p>答1 消防団員退職報償金は「消防団員（定数200人）」を対象にしており、条件は勤続5年以上というだけで、女性消防団員も含まれる。</p> <p>問2 女性消防団員も階級別の「団長」、「副団長」等の分類に分けての退職給付金の支給になるのか。</p> <p>答2 現在の女性消防団員5名に関しては、「団員」の階級を有しており、このまま5年以上経過すれば「団員」の扱いで支給することになる。</p> <p>問3 結婚・出産などがあっても、女性消防団員が長く団員として活動を続けられるような体制を早急に整備すべきでは。</p> <p>答3 女性消防団員に関しては、現在5名と人数的にも負荷がかかっており最適人数とは考えていない。休職等についても現在明確な取扱規定はない。今後消防団活動の中で、女性消防団員、男性消防団員、団本部それぞれの担当事務のすみ分けを適切に行うとともに、早急に他都市の状況も研究したい。</p>
<p>自由討議 なし</p>
<p>討 論 なし</p>
<p>審査結果 可決（全員一致）</p>

議案番号及び議案名

議案第68号 宝塚市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

消防法施行令の一部を改正する政令が平成25年12月27日に公布されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするもの。

改正の内容は、多数の者の集合する催しにおいて対象火気器具等を使用する者に対して、消火器を準備した上で使用することを義務付けるとともに、対象火気器具等を使用する露店等を開設する者に対して、消防署長への届出を義務付けるもの。

論 点 条例の妥当性について

<質疑の概要>

問1 福知山花火大会事故後、清荒神で実施された露店やたくさんある文化財の持ち出し等の消防訓練に少し参加したが、消防本部が出かけて行って訓練を行っている事例は。

答1 昨年以降、夏祭りなどのイベント等の開催届の情報をもとに会場を訪問し、火気使用器具や消火器具の設置状況等の確認を16件行い、チラシ配布等注意喚起している。収容人員30名あるいは50名以上の防火対象物については防火管理者を置き、定期的に消防訓練が必要だが、定期的な訓練の届出の際に消防から指導を受けたいという要望があれば、積極的に指導を行っている。

問2 夏になるとまちづくり協議会の夏祭りなど各地で行事が行われ、普段の訓練ではできていてもいざとなるとできないこともある。特に気を付けるべきことは何か。

答2 消防訓練は一度行えばそれでいいのではなく、防災意識は薄れるので定期的に行う必要がある。お伝えしていくポイントとしては「火災初期の3原則」、①早く知る（五感をつかって）・知らせる、②早く消す、③早く逃げる、である。

問3 取り扱いに届出が必要なのは石油なら200リットルか。室内使用での条件と認識しているが、野外使用でも扱いは同じか。

答3 取り扱いの許認可対象となるのはガソリン200リットルで、その5分の1以上指定数量未満については火災予防条例の中で少量危険物の扱いとなる。室内使用・野外使用共に同様の取扱いとなる。

問4 届出等の対象について、石油であれば、使用量の条件はないのか。

答4 石油は液体燃料なので、「液体燃料を使用する器具」として届出義務や消火器設置義務の対象となる。

問 5 消火器設置が義務化となるが、罰則はないのか。

答 5 今回の条例改正の中では罰則規定は設けていない。

問 6 1つの露店に対して消火器1本の設置となるのか。

答 6 対象火気器具ごとに1本の設置となり、1つの露店に複数の火気器具があればその数だけ設置することになる。

問 7 罰則がないのであれば、指導しかできず実効性に問題がある。国の政令改正を受けて条例改正するのであれば、市はもう一步進んで行政指導ができるような形で対応できないか。

答 7 今回の改正は不特定多数が参加する屋外イベントに対し、まず消火器の設置を義務付けるもので、必要性を十分認識していただくよう広報していきたい。今後、もう少し大きな屋外イベントに関し防火管理を徹底するため、防災計画を立ててもらい、罰則も付随するような形を次のステップで考えている。

問 8 福知山の事故で起きたような、ガソリンの気化による爆発には消火器設置で対応できないのでは。

答 8 消火器は最下位の消火用具なので、たしかに爆発炎上の際は対応が厳しいが、小さな消火から延焼拡大を防ぐ事例もあるので、最大限の有効活用を図ってもらいたいと考えている。

問 9 今回の条例改正は火気を使用する器具の取り扱いについてなので、福知山の事故を受けての、ガソリンの使用に関する改正ではないのでは。また、許認可の要るガソリンの指定数量を減らす別の条例が必要では。

答 9 今回の条例改正にガソリンの使用は直接関係ないが、噴き出したガソリンに火気器具の火が引火したという関連があるので、ガソリンの使用についても充分指導していきたい。また、ガソリン使用の許認可を要する指定数量の5分の1以上指定数量未満についての規定は火災予防条例で少量危険物としての取り扱いとなる。

問 10 住民への周知はどうするのか。

答 10 今回の条例改正の承認をいただければ、自治会連合会等の会合に出席し、内容の説明を行いたい。

自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

議案番号及び議案名

議案第70号 損害賠償の額の決定について

議案の概要

平成26年2月10日午前8時10分頃、市職員が業務のため市車両で走行中、市車両の荷台の後部扉の施錠確認が不十分であったため、カーブを曲がる際に後部扉が開き、相手方所有の自宅の塀に接触し、塀が損傷した交通事故に対する損害賠償の額を129万6千円に決定しようとするもの。

論 点 事故防止対策について

<質疑の概要>

問1 今回と同様の事故は全庁内で過去にあったか。また、安全対策管理は一元化しているのか。

答1 上下水道局、市立病院、消防を含め市として同様の事故は過去にはない。公営企業は各々で保険に加入し事故対応しているが、市としては管財課で車両の保険を一元管理しており、事故についても把握している。また、安全運転管理者を各事業所ごとに置き、年2回安全運転講習を行い事故の発生状況や注意義務があることについて庁内で徹底している。

問2 100万円を超える損害賠償は、民間では大きな問題になる。事故を減らすのは職員の意識の問題なので具体的方策を考えるべき。

答2 最近交通事故が散見されるので、管理職の集まる月曜会でも5月に事故防止について意識改革を指示し、公営企業を含め、あらためて周知徹底している。

問3 だれがやってもミスがないようマニュアル化するのは意味がある。最低限のことはマニュアル化すべきと思うがどうか。また、再発防止の対策についてはどうするのか。

答3 すべてをマニュアル化するのは難しいが、要点について怠らないよう、明文化し周知徹底していきたい。また、現在の安全運転講習や教習所での運転技能講習、同乗者が互いに声を掛け合い事故がないよう努めるなど事故防止について周知しているが、さらに周知徹底していきたい。

問4 クリーンセンター業務上の事故で、人身事故はあったか。収集時間は通学時間帯でもあり、収集時間の制限があるとあわてて事故になる可能性もあるのでは。

答4 過去5年間の調査で人身事故はない。ごみ収集は狭い道路も多く、確実・安全に収集するため時間制限は設けていない。時間がかかっても安全に収集するよう指導を行っている。

問5 民間委託業者の事故は把握しているか。業者が事故を起こした場合、市の責任は。
答5 すべての事故の報告は求めているが、相手方のある事故は業者名で事故報告書を提出してもらい、再発防止に取り組んでいる。事故賠償は当事者同士になるので、市は直接責任を負わないが、委託者として状況把握や助言、指導は行う。

問6 安全な作業の注意書きも掲示してあるが、掲示しているだけでは職員が意識しなくなる。もっと違う形で注意喚起が必要では。新たに配属された職員は、作業長から実地で操作要領や安全上の注意点等の研修を受けるとのことだが、日々業務で慣れてくるのが一番事故の原因になる。今回の事故は配属後すぐの職員か。

答6 今回の事故は比較的ベテラン職員であった。

自由討議	なし
討論	なし
審査結果	可決（全員一致）

議案番号及び議案名

議案第73号 財産((塵芥収集車(3.5トン積機械車)及びミニダンプ車))の取得について

議案の概要

収集業務の効率化を図るとともに、今後需要の拡大が予想される、きずな収集への対応を行い、市民サービス水準の向上を図るため、老朽化した塵芥収集車を更新整備し、クリーンセンターに配置しようとするもの。

取得金額は、1,589万8,070円で、大阪市淀川区宮原3丁目3番31号、新明和工業株式会社 流体事業部営業本部関西支店から取得しようとするもの。

論 点 入札の妥当性について

<質疑の概要>

問1 ミニダンプが入っていることを入札できなかった理由としている業者もある。なぜ3台まとめたの入札としたのか。

答1 以前1台ずつ入札をした際、同じ内容の車両でも価格が異なる結果となったことがある。今回一括発注のメリットを生かそうと3台一括での入札とした。

問2 廃棄する車両については、オークションに出品することもあると聞いているが、今回なぜオークションではなく下取りとしたのか。自動車NOx・PM法適合車であれば、高値で売れたのではないか。

答2 インターネットオークションにするか、下取りにするかを検討したが、オークションでは高値で売れることもある一方、不調となることもあり、廃棄車両の保管スペースが必要となることから、納車日と引取り日が同日となる下取りを選択した。

問3 辞退了業者が多く随意契約と思われる可能性がある。今後こういうことのないようにしていただきたい。

答3 今回の開札結果を受け、塵芥収集車を扱う業者では、ミニダンプの取り扱いが難しいということがわかった。今後入札方法について検討する。

問4 塵芥収集車等の更新は、7～8年程度か。

答4 本市では、平成19年以来車両を購入していない。近隣市でも概ね7～8年で更新している。中には10年のところもある。

問5 廃棄する車両の走行距離は35,000キロメートルほど。この程度の走行距離で買い替える必要はあるのか。

答5 塵芥収集車は、市内の短い距離を少し走り、止まるを繰り返すためあまり距離を

走らない。一方、ごみを積み込む部分についてもエンジンの動力を切り替えて動作させるため、エンジンの負担が大きく、修繕費がかさんでくるため、この程度の走行距離でも更新が適切と考えている。

問6 買い替えにあたり、修理の見積もりを取り、高額であったため買い替えたほうが有利であるなどの根拠となるものはあるか。

答6 購入に先立っての修理の見積もりは取っていない。故障部分の修理は年数を経るごとに増加しており、修理額も修理回数も年々ふえているため買い替えることとした。

自由討議	なし
討論	なし
審査結果	可決（全員一致）